

安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度運用要領

(目的)

第1条 この要領は、安全で安心な地域づくりの促進を目的に、防犯や交通安全活動に取り組む事業者の「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」(以下「サポート制度」という。)への登録及びその登録情報(以下「リスト」という。)の運用にあたって必要な事項を定めるものとする。

(登録対象)

第2条 登録対象は、本社、事業所等が三重県内に所在する事業者とする。

(登録基準)

第3条 登録する事業者は、次の各号のいずれにも該当するものに限る。

- (1) 地域防犯活動へ参加する意欲があり、「サポート事業者アクションプログラム取組表」(別紙1)記載の活動例のうち、1つ以上の活動を実施している又は実施する予定であること。
- (2) 前号の活動において営利を目的としないこと。

(登録申請)

第4条 登録を申請しようとする事業者は、三重県電子申請・届出システム(LoGoフォーム)により必要事項を入力し、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の提出があった事業者の申請内容を審査し、サポート事業者として登録する場合は、当該事業者に対し、その旨を通知するとともに、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録ステッカー」(別紙2)を交付するものとする。
- 3 前項の審査の結果、サポート事業者として登録しないこととした場合には、当該事業者に対し、文書でその旨を通知する。

(登録情報)

第5条 リストに登録する情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業者(法人・団体等)名
- (2) 活動拠点(所在地)
- (3) 活動内容
- (4) 連絡先(電話番号・メールアドレス)

(登録情報の利用)

第6条 リストに登録した情報は、知事、市町長及び警察本部長で共有し、安全・安心なまちづくりに関する業務のために利用できるものとする。

(活動内容等の照会)

第7条 知事は、サポート事業者に対して活動状況及び登録の継続について、年度ごとに一度照会するものとする。

2 サポート事業者は、知事に対し前項の活動状況について、任意で報告するものとする。

3 サポート事業者は、第1項の登録の継続に係る意向確認について、必ず回答するものとする。

(登録の変更)

第8条 サポート事業者は、登録された情報に変更があった場合は、速やかに知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の届出を受けた場合は、当該サポート事業者のリストへの登録情報を変更するものとする。

(登録の取消及び抹消)

第9条 サポート事業者は、登録を取り消そうとする場合には、その旨を知事に届け出るものとする。

2 知事は、サポート事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その登録を抹消することができる。

- (1) 前項の規定により届出があった場合
- (2) 第7条の規定に基づく照会に対し、回答がない場合
- (3) 登録必要事項を故意に偽って届け出た場合
- (4) 構成員が社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (5) その他知事が、登録を不相当と認める場合

(事業者情報・活動内容等の公開)

第10条 知事は、県の安全・安心なまちづくりに関するホームページ上に当該サポート事業者が公開を認めた事業者情報、活動内容等を公開することとする。

(支援)

第11条 知事は、サポート事業者に対して次の支援を行う。

- (1) サポート事業者の活動内容に関する県ホームページ上での周知
- (2) 防犯・交通安全に関する情報提供
- (3) 防犯対策にかかる資料の提供

(個人情報の保護)

第12条 知事は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理に努めるものとする。

2 その他登録票に含まれる個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」の定めるところによる。

(事務)

第13条 サポート制度に関する事務は、三重県環境生活部くらし・交通安全課が所掌する。

付則

この要領は、令和5年6月30日から施行する。